

介護予防・日常生活支援総合事業報酬単価改定について

1. 従前相当サービスについて

地域支援事業実施要綱において国が定める単価を上限として各市町村が単価を設定する。消費税率の引き上げに伴う介護報酬改定が行われ、地域支援事業実施要綱が改正され、令和元年 10 月 1 日に施行された。

習志野市としてはこれまでどおり、従前相当サービスの単価については、国が定める単価と同額とし、地域支援事業実施要綱の改正内容に合わせて、市の単価を定めている総合事業実施要綱の改正を行った。

表 1：訪問型サービス費（従前）

区分	改正前	改正後	上昇率	平均上昇率
I：週 1 回程度利用（1 月あたり）	1,168	1,172	100.34%	100.34%
II：週 2 回程度利用（1 月あたり）	2,335	2,342	100.30%	
III：週 2 回を超える利用（1 月あたり）	3,704	3,715	100.30%	
IV：週 1 回程度利用（1 回あたり）	266	267	100.38%	
V：週 2 回程度利用（1 回あたり）	270	271	100.37%	
VI：週 2 回を超える利用（1 回あたり）	285	286	100.35%	

表 2：通所型サービス費（従前）

区分	改正前	改正後	上昇率	平均上昇率
I：要支援 1（1 月あたり）	1,647	1,655	100.49%	100.50%
II：要支援 2（1 月あたり）	3,377	3,393	100.47%	
III：要支援 1（1 回あたり）	378	380	100.53%	
IV：要支援 2（1 回あたり）	389	391	100.51%	

2. 緩和した基準によるサービスについて

従前相当サービスと同様に、地域支援事業実施要綱において国が定める単価を上限として各市町村が単価を設定する。サービス開始時には、サービスごとの人件費割合と、資格の有無による賃金比率を考慮して、国が定める単価を下回る単価を設定した。

消費税増税に伴う報酬改定案として、サービス開始時に算出した式に改正後の従前相当サービスの単位数を当てはめて算出した。

（１）生活援助訪問型サービス

区分	改正前	改正後	上昇率	平均上昇率
I：週 1 回程度利用（1 回あたり）	229	230	100.44%	100.43%
II：週 2 回程度利用（1 回あたり）	229	230	100.44%	
III：週 2 回を超える利用（1 回あたり）	242	243	100.41%	
IV：週 1 回程度利用（1 月あたり）	1,145	1,150	100.44%	
V：週 2 回程度利用（1 月あたり）	2,061	2,070	100.44%	
VI：週 2 回を超える利用（1 月あたり）	3,146	3,159	100.41%	

（２）運動機能向上ミニデイ型サービス

区分	改正前	改正後	上昇率	平均上昇率
I：要支援 1（1 回あたり）	310	312	100.65%	100.64%
II：要支援 2（1 回あたり）	318	320	100.63%	
III：要支援 1（1 月あたり）	1,550	1,560	100.65%	
IV：要支援 2（1 月あたり）	2,862	2,880	100.63%	

（３）介護予防ミニデイ型サービス

区分	改正前	改正後	上昇率	平均上昇率
I：要支援 1（1 回あたり）	298	299	100.34%	100.50%
II：要支援 2（1 回あたり）	305	307	100.66%	
III：要支援 1（1 月あたり）	1,490	1,495	100.34%	
IV：要支援 2（1 月あたり）	2,745	2,763	100.66%	

３．介護予防ケアマネジメント費について

これまでどおり、介護予防ケアマネジメント A の単価については、国が定める単価と同額とし、地域支援事業実施要綱の改正内容に合わせて、市の単価を定めている第 1 号介護予防支援事業実施要綱の改正を行った。

区分	改正前	改正後	上昇率
介護予防ケアマネジメント A	430	431	100.23%